

防衛省仕様書

D S P

Y 3010F

21.5mmけん銃信号弾

制定 昭和63年3月30日

改正 令和 3年2月22日

(SIGNAL, SMOKE SIGNAL, ILLUMINATION)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、地上又は海上において緊急及びその他の信号に使用する21.5mmけん銃信号弾（以下、信号弾という。）について規定する。

1.2 種類

種類は、表 1 による。

表 1 - 種類

種類	用途	物品番号	注記	
			DODIC (陸自)	弾火薬コード番号 (海自)
赤星	夜間用	1370-001-8721-5	LK03J	1370-Z721
緑星		1370-001-8722-5	LK02J	1370-Z722
黄星		1370-200-0276-5	LK08J	—
白星		1370-327-7911-5	—	1370-Z723
黄煙	昼間用	1370-006-8842-5	LK04J	1370-Z725
赤煙		1370-006-8843-5	LK05J	1370-Z724
緑煙		1370-200-0275-5	LK07J	—
黒煙		1370-327-7912-5	—	1370-Z726

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 21.5mmけん銃信号弾、赤星

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S	H	4 0 4 0	アルミニウム及びアルミニウム合金の棒及び線
J I S	K	4 8 0 5	黒色火薬
J I S	L	3 2 0 4	反毛フェルト
J I S	Z	1 5 1 6	外装用段ボール
J I S	Z	9 0 1 5 - 1	計数值検査に対する抜取検査手順 - 第 1 部:ロットごとの検査に対するAQL指標型抜取検査方式
N D S	K	4 3 0 4	黒色火薬(弾薬用)
N D S	Y	7 3 0 5	信号弾用雷管

2

Y 3010F

N D S Z 0 0 0 1 包装の総則

N D S Z 8 2 0 1 標準色

b) 仕様書

D S P Y 7 0 0 1 空包, 7.62mm

D S P Z 9 0 0 8 品質管理等共通仕様書

c) 法令等

火薬類取締法(昭和25年法律第149号)

火薬類の運搬に関する内閣府令(昭和35年総理府令第65号)

火薬類運送規則(昭和36年運輸省令第1号)

2 製品に関する要求

2.1 構成

信号弾の構成は、薬きょう、雷管、発射薬及び、光薬又は煙薬から成る。

2.2 材料

信号弾の各部に使用する主な材料は、付図1及び付図2による。

2.3 部品

2.3.1 薬きょう

薬きょうは、アルミニウム製薬きょうとし、機能上有害な変形がなく、汚れ、油脂、その他の異物が付着していないものとする。

2.3.2 雷管

雷管は、N D S Y 7 3 0 5のタイプ2の規定による。

2.3.3 速火線

速火線は、綿糸、J I S K 4 8 0 5の黒色粉火薬及びみじん粉から成り、燃焼速度が、長さ30 cmで12±3秒のものとする。

2.3.4 間座及び間そく

間座及び間そくの厚さは、間座4 mm、間そく5 mmを標準とする。

2.4 構造・形状・寸法・質量

構造、形状、寸法及び質量は、付図1及び付図2による。

2.5 外観・成分・性能

2.5.1 外観

外観は、機能上有害な変形、破損及び汚れがなく、21.5mm信号けん銃への装填が良好でなければならない。

2.5.2 成分

光薬及び煙薬の成分は、表2及び表3を標準とし、薬量は、光薬は、10 gを、煙薬は、8 gを標準とする。

表 2 - 光薬の成分

成分	配合比 質量 %			
	赤	黄	緑	白
マグネシウム	45	25	19	36
過塩素酸カリウム	33	53	—	57
シュウ酸ストロンチウム	15	—	—	—
硝酸バリウム	—	—	61	—
シュウ酸ナトリウム	—	14	—	—
銅粉	—	—	7	—
塩化ビニル	—	—	12	—
セラック	6	7	—	—
パラフィン	1	1	1	4
アルミニウム	—	—	—	3
結合剤	結合剤としてニトロセルロースと溶剤の溶液を適量加える。			

表 3 - 煙薬の成分

成分	配合比 質量 %			
	赤	黄	緑	黒
塩素酸カリウム	32	44	35	60
赤色染料	46	—	—	—
乳糖	12	—	11	—
重炭酸ナトリウム	—	外割0~5	—	—
デキストリン	7	22	—	—
黄色染料	3	34	17	—
緑色染料	—	—	37	—
ピッチ	—	—	—	36
みじん粉	—	—	—	4
結合剤	結合剤としてニトロセルロースと溶剤の溶液を適量加える			

2.5.3 性能

性能は、普通視界において赤星、緑星、黄星及び白星は夜間に、赤煙、緑煙、黄煙及び黒煙は昼間に、それぞれ明瞭に視認できなければならない。また、発光及び発煙は、地上に落下するまでに完了しなければならない。また、付表 1 の耐衝撃性試験（発光色、発煙色を除く。）を終了した後、次を満たさなければならない。

- a) 発光、発煙秒時 6±1秒
- b) 射高 80 m以上
- c) 視認距離 1 000 m以上
- d) 信号弾を地上で発光及び発煙させたときの発光色、発煙色は、表 4 による。

表 4 - 発光色, 発煙色

種類	色名
赤星・赤煙	赤(1)～赤(3)・朱赤・明るい黄赤・黄赤・スカーレット, ローズマダー
緑星・緑煙	緑(1)～緑(2), 黄みの緑(1)～緑(2), にぶ緑
黄星・黄煙	黄, 山吹色(1)～山吹色(3)
白星	白(1)～白(2)
黒煙	黒(1)～黒(2), 暗い灰色(3)
注記	色名は, N D S Z 8 2 0 1 による。

2.6 製品の表示

製品の表示は, 付図 1 及び付図 2 による。ただし, 刷り込みは, にじみ, 剥落などの生じにくいもので行う。

2.7 品質管理

品質管理は, D S P Z 9 0 0 8 によるものとし, 要求事項は, D S P Z 9 0 0 8 の表 1 の b による。

3 品質保証

3.1 検査

検査は, 付表 1 によるほか, 契約担当官等の定める監督及び検査実施要領による。

3.2 検査系列

検査の系列は, D S P Y 7 0 0 1 の付図 7 による。

3.3 再検査

再検査は, 最初の検査において規定に合致しなかったロットについて契約の相手方の要請によって実施可能とし, 再検査の試料は最初の検査の2倍の試料を用い, その方法は次によるほか, 最初の検査と同じとする。

- a) 最初の射撃検査において, 1種以上規定に合致しなかった場合の再検査は, その不良項目について行う。
- b) 不発又は雷管不良以外の欠陥が規定以上に生じた場合の再検査は, 欠陥の生じた銃器でその項目について行う。
- c) 不発又は雷管不良の場合の再検査は, 最初の検査で使用した銃器でない他の銃器で行う。

3.4 再提出(再々提出)

3.4.1 再提出(再々提出)の条件

再提出(再々提出)の条件は, 不合格となった原因の不良品について契約の相手方が修理, 選別, 乾燥再処理などを実施した場合とする。ただし, 検査方法は最初の検査と同じとする。

3.4.2 不良品の修理

不良品の修理は, 次による。

- a) 契約の相手方は, 不良品の修理に当たり契約担当官等の承認を受けなければならない。また, 修理の対象とする製品及び部品は再加工によって品質が低下するような潜在的欠陥及び弱点のないものに限る。
- b) 修理作業を施した部品又は組立品を使用した製品は, 区分する。

3.5 試料の抜取り

試料の抜取りは、J I S Z 9015-1 によって行い、なみ検査二回抜取り方式で、検査水準は、通常検査水準のⅡとする。ただし、破壊を伴う検査の試料数は、付表 1 による。

3.6 ロットの大きさ

ロットの大きさは、調達要領指定書によって指定する場合を除き、同一製造設備において同一の条件、仕様書及び図面にに基づき製造される量とする。

4 出荷条件

4.1 包装

4.1.1 個装

個装は、付図 3 のプラスチック容器に収納する。

4.1.2 内装

内装は、付図 4 の紙箱に個装された信号弾 10 発を収納する。

4.1.3 外装

外装は、火薬類取締法第 20 条第 2 項の規定に基づく火薬類の運搬に関する内閣府令(鉄道、軌道、索道及び無軌条電車による場合は火薬類運送規則)で定める技術上の基準によるほか付図 5 による。また、内装 24 箱を一組として木箱に収納する。

4.1.4 端数包装

端数が生じた場合は、緩衝材を空所に入れて包装し、端数であることの表示を行う。

4.2 包装の表示

包装の表示は、N D S Z 0001 の表示・標識による。ただし、表示位置及び表示項目は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、付図 4 及び付図 6 による。

なお、細部は、承認図面による。

5 その他の指示

5.1 承認用図面

契約の相手方は、信号弾の製造に先立ち、承認用図面を提出し、契約担当官等の承認を得なければならない。

5.2 ロット番号

ロット番号の表し方は、表 5 による。

表5-ロット番号

区分	ロット番号														
陸上自衛隊の場合	<p style="text-align: center;">中央番号</p> <p style="text-align: center;"> - - </p> <p style="text-align: center;"> ↑ 製造所識別番号 ↑ 一連番号 </p> <p style="text-align: center;">中央番号</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>中央番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>赤星</td><td>1</td></tr> <tr><td>黄星</td><td>10</td></tr> <tr><td>緑星</td><td>20</td></tr> <tr><td>赤煙</td><td>30</td></tr> <tr><td>黄煙</td><td>40</td></tr> <tr><td>緑煙</td><td>50</td></tr> </tbody> </table>	種類	中央番号	赤星	1	黄星	10	緑星	20	赤煙	30	黄煙	40	緑煙	50
種類	中央番号														
赤星	1														
黄星	10														
緑星	20														
赤煙	30														
黄煙	40														
緑煙	50														
海上自衛隊の場合	<p style="text-align: center;">製造所識別番号</p> <p style="text-align: center;"> - - </p> <p style="text-align: center;"> ↑ 弾種別符号 ↑ 製造年(西暦下2桁) </p> <p style="text-align: center;">弾種別番号</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>弾種別番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>赤星</td><td>11</td></tr> <tr><td>緑星</td><td>21</td></tr> <tr><td>白星</td><td>31</td></tr> <tr><td>赤煙</td><td>41</td></tr> <tr><td>黄煙</td><td>51</td></tr> <tr><td>黒煙</td><td>61</td></tr> </tbody> </table>	種類	弾種別番号	赤星	11	緑星	21	白星	31	赤煙	41	黄煙	51	黒煙	61
種類	弾種別番号														
赤星	11														
緑星	21														
白星	31														
赤煙	41														
黄煙	51														
黒煙	61														
<p>注記 性能、機能などに影響がある設計変更又は製造工程の変更がある場合は、陸上自衛隊の場合は中央番号、海上自衛隊の場合は弾種別符号の下1桁を逐次1つ大きい数字に変更する。</p>															

5.3 弾薬諸元表

契約の相手方は、付図7によって弾薬諸元表を作成し、製品の納入時にロットごとに提出する。
 なお、提出部数は調達要領指定書によって指定する。

付表 1 - 検査

検査項目		試料数	試験方法	判定基準										
材料		—	—	2.2 の基準に適合するものを合格とする。										
部品	薬きょう	外観・寸法	—	水準Ⅱ, AQL 0.25 2.3.1 の規定に適合するものを合格とする。										
	雷管	外観・寸法	—	寸法は, 承認図面による。										
		感度	50	NDS Y 7305 の規定による。	NDS Y 7305 の規定に適合するものを合格とする。									
光薬又は煙薬 ^{a)}	発光色又は発煙色	各5	星及び煙の試料各5個を, 星は, 夜間又は背景を黒色の状態にし, 煙は, 背景を白色の状態にし, 試料を1個ずつ地上にて発光又は発煙させ, その色を確認する。	表4 に適合するものを合格とする。										
製品	外観・寸法・質量		—	水準Ⅱ, AQL 0.25 2.4 及び 2.5.1 の規定に適合するものを合格とする。										
	耐衝撃性試験	落下試験	5	a) 試料5個を内装用紙箱に入れ, 2 mの高さから厚さ5 mmの鉄板上に落下させる。 b) 引続き個装のまま1個ずつ横方向にして2 mの高さから厚さ5 mmの鉄板上に落下させる。 c) 次いで射撃試験を行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適合</th> <th>不適合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一次試験</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>二次試験</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>外観, 形状に機能上有害な異常があつてはならない。ただし, 不良品が1個の場合, 不良の原因が発火, 爆発, 分解などの時は, そのロットは不適合とする。 なお, 二次試験の場合の試料数は, 一次試験の2倍とする。射撃試験は, 2.5.3 の規定に適合するものを合格とする。</p>	区分	適合	不適合	一次試験	0	2	二次試験	0	1
		区分	適合	不適合										
		一次試験	0	2										
二次試験	0	1												
振動試験	5	a) 試料5個を振幅約2 mmの振動試験機に入れ, 毎分1 500回の振動を1時間与えて試験を行う。 b) 振動試験の終了した試料から1個を抜き取り射撃試験を行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適合</th> <th>不適合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一次試験</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>二次試験</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>外観, 形状に機能上有害な異常があつてはならない。 なお, 二次試験の場合の試料数は, 一次試験の2倍とする。射撃試験は, 2.5.3 の規定に適合するものを合格とする。</p>	区分	適合	不適合	一次試験	0	2	二次試験	0	1		
区分	適合	不適合												
一次試験	0	2												
二次試験	0	1												
耐熱性試験	(2)	振動試験を終了した試料から2個を抜き取る。 a) 試料2個を50 °C±5 °Cの温度で48時間保温する。 b) 次いで射撃試験を行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適合</th> <th>不適合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一次試験</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>二次試験</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>外観, 形状に機能上有害な異常があつてはならない。ただし, 不良品が1個の場合, 不良の原因が発火, 爆発, 分解などの時は, そのロットは不適合とする。 なお, 二次試験の場合の試料数は, 一次試験の2倍とする。射撃試験は, 2.5.3 の規定に適合するものを合格とする。</p>	区分	適合	不適合	一次試験	0	2	二次試験	0	1		
区分	適合	不適合												
一次試験	0	2												
二次試験	0	1												

付表 1 - 検査 (続き)

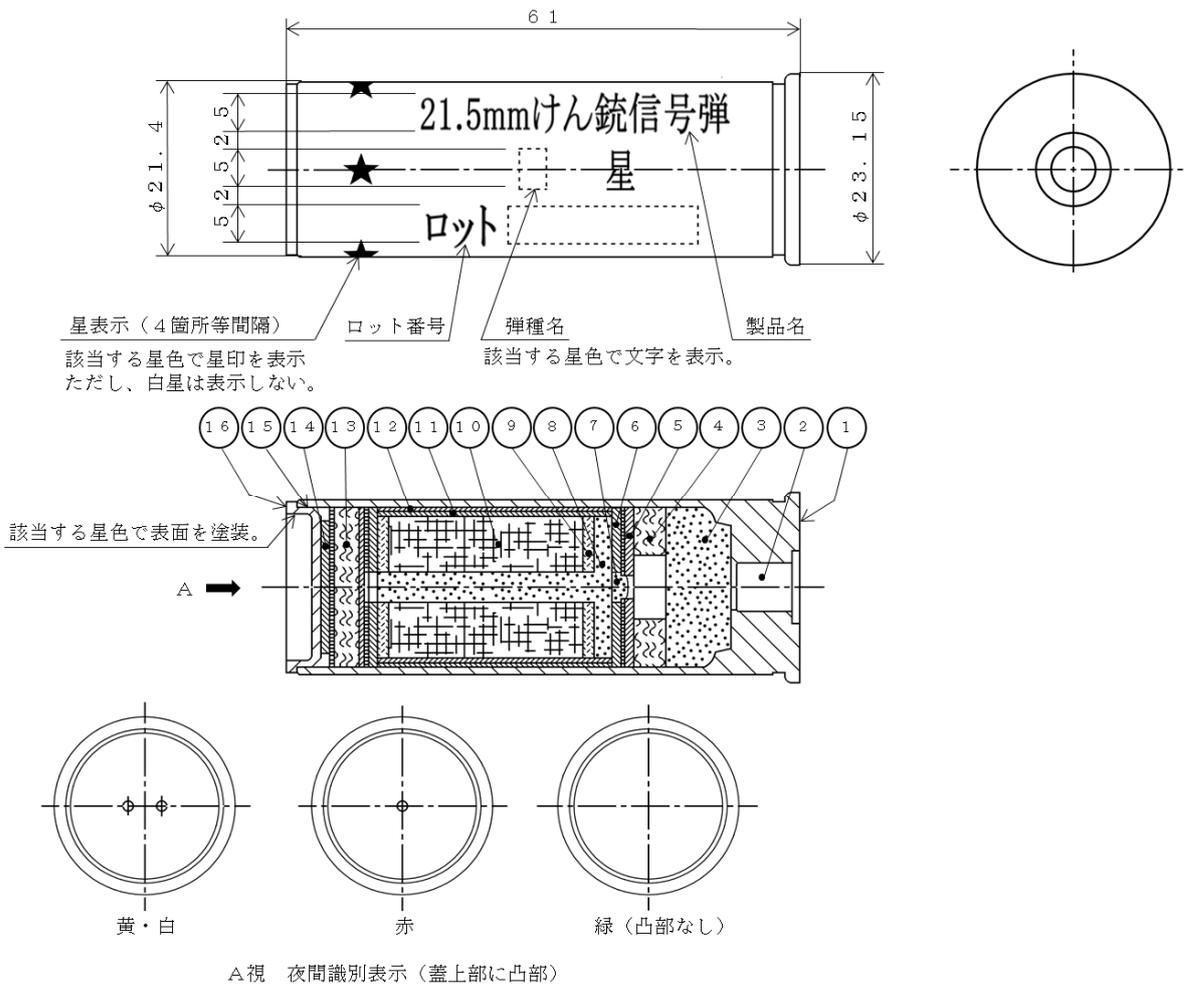
検査項目		試料数	試験方法	判定基準									
製品	耐衝撃性試験	耐水性試験	(2) 振動試験を終了した試料から2個を抜き取る。 a) 試料2個を15℃±2℃の水中に5cmの深さに1時間浸す。 b) 次いで射撃試験を行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適合</th> <th>不適合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一次試験</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>二次試験</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>耐水性試験は、2.5.3の規定に適合するものを合格とする。ただし、不良品が1個の場合、不良の原因が発火、爆発、分解などの時は、そのロットは不適合とする。 なお、二次試験の場合の試料数は、一次試験の2倍とする。</p>	区分	適合	不適合	一次試験	0	2	二次試験	0	1
		区分	適合	不適合									
	一次試験	0	2										
二次試験	0	1											
射撃試験	(10) 前記の落下、振動、耐熱性及び耐水性の各試験で行う射撃試験は、信号けん銃を使用し、垂直方向に対して射撃する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適合</th> <th>不適合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一次試験</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>二次試験</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>2.5.3の規定に適合するものを合格とする。ただし、不発射弾があった場合は、そのロットは不適合とする。また、発光、発煙秒時測定中、極端な風によって地上に押し戻された場合は、試験の対象とせず、改めて当該試験を行う。 なお、二次試験の場合の試料数は、一次試験の2倍とする。</p>	区分	適合	不適合	一次試験	0	2	二次試験	0	1		
区分	適合	不適合											
一次試験	0	2											
二次試験	0	1											
包装、包装の表示	外観・形状・寸法・質量	—	—	水準Ⅱ， AQL 4.0 箇条 4 の規定に適合するものを合格とする。									

注^{a)} 3ロット連続して試験に合格した場合は、試験を省略する。

付表 2 - 獣毛フェルト

項目	規定	試験方法
繊維組織	獣毛 ^{a)} 90以上	J I S L 3 2 0 4 に よる。
密度	g/cm ³ 0.13以上	
圧縮率	% 3.3標準	
引張強さ	N/cm ² 8.0以上	
伸び率	% 60以上	
水分率	% 15以下	
石油エーテル可溶性物質含有率	% 5以下	
注 ^{a)} 屑の羊毛, カシミアなど, 毛のうからの繊維で, 一般繊維製品の材料として使用されるもの		

単位 mm



注記 1 寸法は、標準を示す。

注記 2 表示文字は、角ゴシック体とし、色は黒とする。

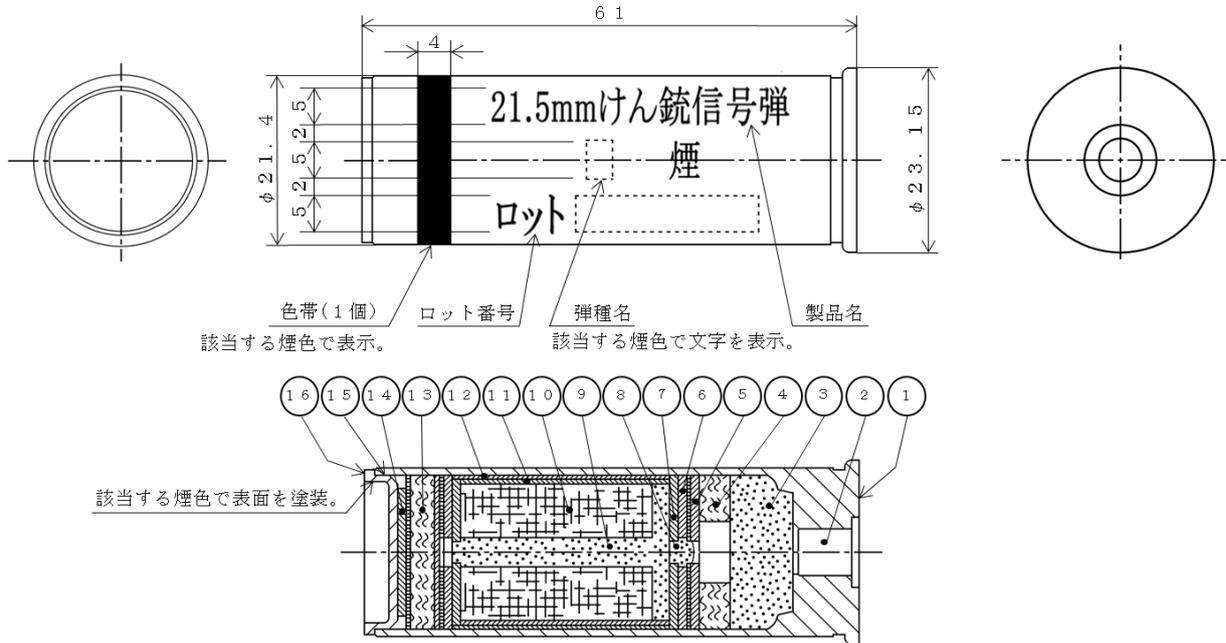
注記 3 総質量は、約33 gとする。

16	蓋	プラスチック	1	—
15	防湿剤	合成樹脂接着剤	必要量	市販品
14	調整板	ボール紙	必要数	—
13	間座	獣毛フェルト, ボール紙	1	付表 2
12	目張り	和紙, 寒冷紗	1	—
11	紙筒	クラフト紙	1	—
10	光薬	—	—	—
9	伝火薬	—	—	—
8	速火線	—	—	—
7	点火薬	—	—	—
6	發炎筒蓋(上, 下部)	ボール紙	各1	—
5	そく紙	ボール紙	1	—
4	間そく	獣毛フェルト	1	付表 2
3	発射薬	黒色火薬	1.5 g	NDS K 4304 等級5
2	雷管	—	1	NDS Y 7305 タイプ2
1	薬きょう	アルミニウム(A1050)	1	JIS H 4040
番号	品名	材料	数量	注記

図番	付図 1	名称	21.5mmけん銃信号弾(星弾)組立及び表示	尺度	—
----	------	----	------------------------	----	---

防 衛 省

単位 mm



注記 1 寸法は、標準を示す。

注記 2 表示文字は、角ゴシック体とし、色は黒とする。

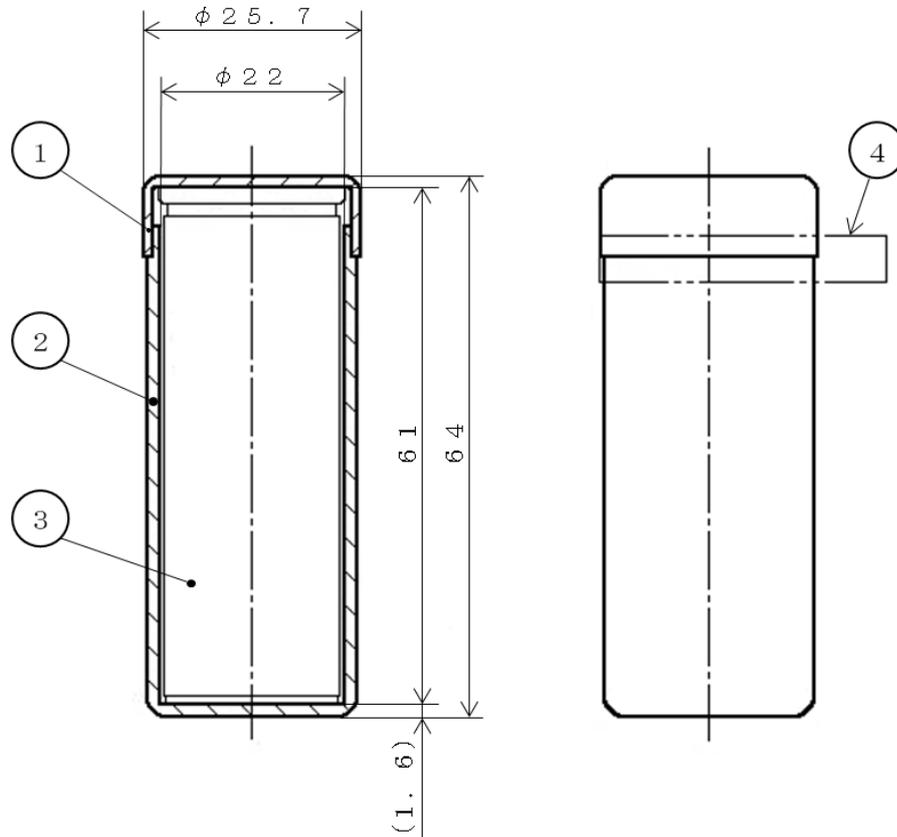
注記 3 総質量は、約 33 gとする。

16	蓋	プラスチック	1	—
15	防湿剤	合成樹脂接着剤	必要量	市販品
14	調整板	ボール紙	必要数	—
13	間座	獣毛フェルト, ボール紙	1	付表 2
12	目張り	和紙, 寒冷紗	1	—
11	紙筒	クラフト紙	1	—
10	煙葉	—	—	—
9	速火線	—	—	—
8	点火薬	—	—	—
7	質量調整鉛板	鉛	必要数	—
6	発炎筒蓋(上, 下部)	ボール紙	各1	—
5	そく紙	ボール紙	1	—
4	間そく	獣毛フェルト	1	付表 2
3	発射薬	黒色火薬	1.5 g	NDS K 4304 等級5
2	雷管	—	1	NDS Y 7305 タイプ2
1	薬きょう	アルミニウム(A1050)	1	JIS H 4040
番号	品名	材料	数量	注記

図番 付図 2 名称 21.5mmけん銃信号弾(煙弾)組立及び表示 尺度 —

防 衛 省

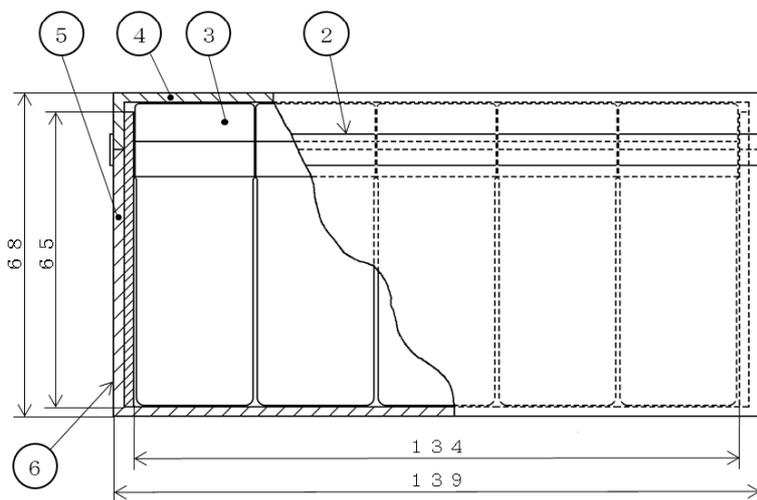
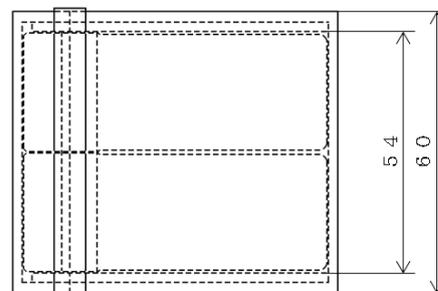
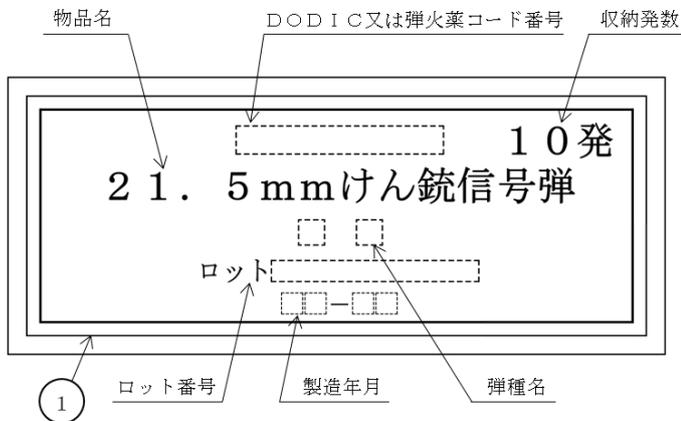
単位 mm



注記 寸法は、標準を示す。

4	防湿テープ	ビニールテープ	1	市販品	
3	21.5mmけん銃信号弾	—	1	付図1, 付図2	
2	プラスチック容器本体	プラスチック	1	透明	
1	プラスチック容器蓋	プラスチック	1	透明	
番号	品名	材料	数量	注記	
図番	付図3	名称	21.5mmけん銃信号弾の個装	尺度	—
防 衛 省					

単位 mm

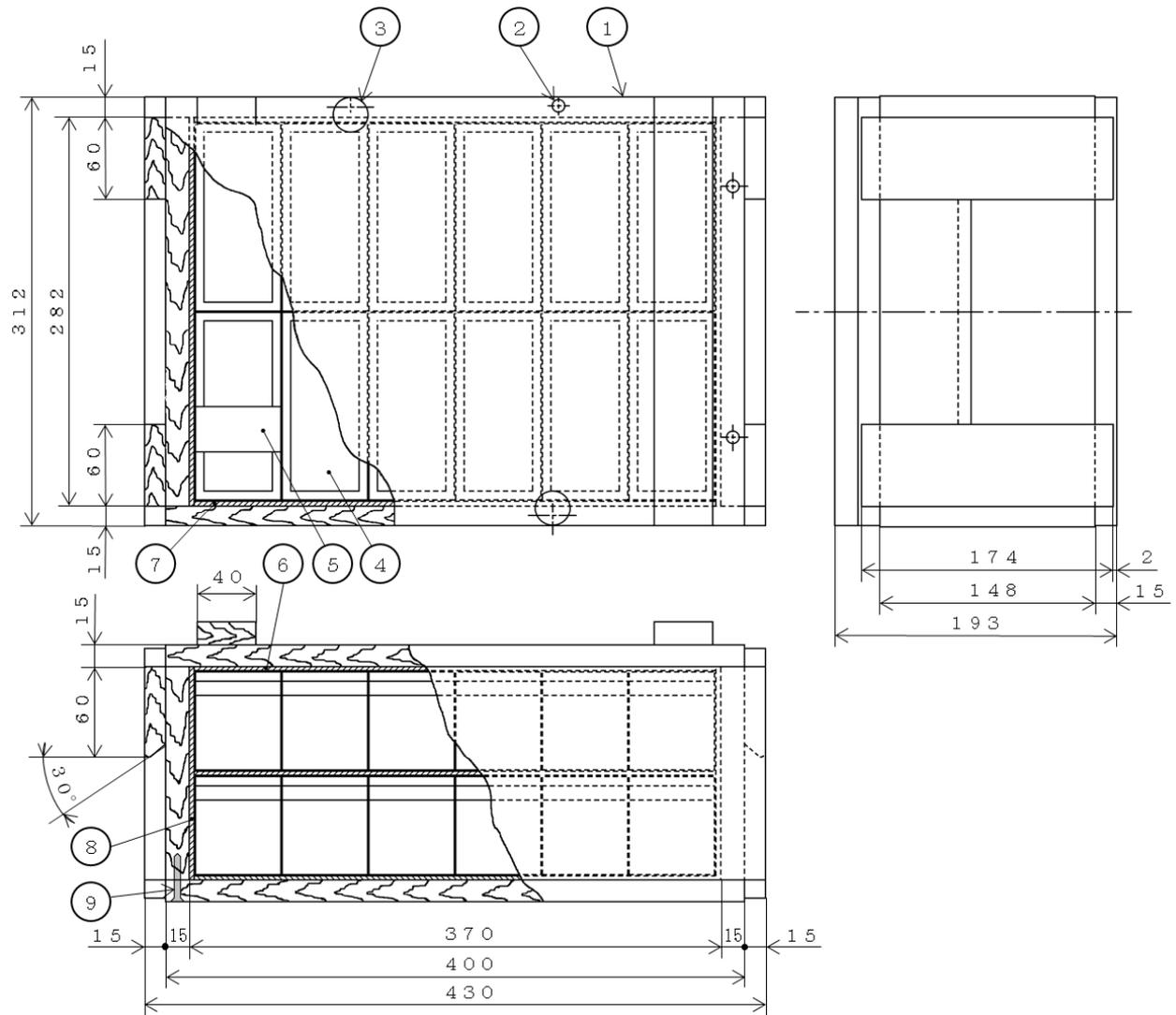


注記 寸法は、標準を示す。

6	紙箱用化粧紙	白模造紙	1	—
5	紙箱本体	クラフト紙	1	—
4	紙箱蓋	クラフト紙	1	—
3	プラスチック容器	プラスチック	10	付図3
2	防湿テープ	粘着(紙)テープ	1	市販品
1	紙箱用ラベル	白模造紙	1	—
番号	品名	材料	数量	注記

図番	付図4	名称	21.5mmけん銃信号弾の内装及び表示	尺度	—
防 衛 省					

単位 mm



注記 1 寸法は、標準を示す。

注記 2 緩衝紙は内容品が、がたつかないよう適宜追加する。

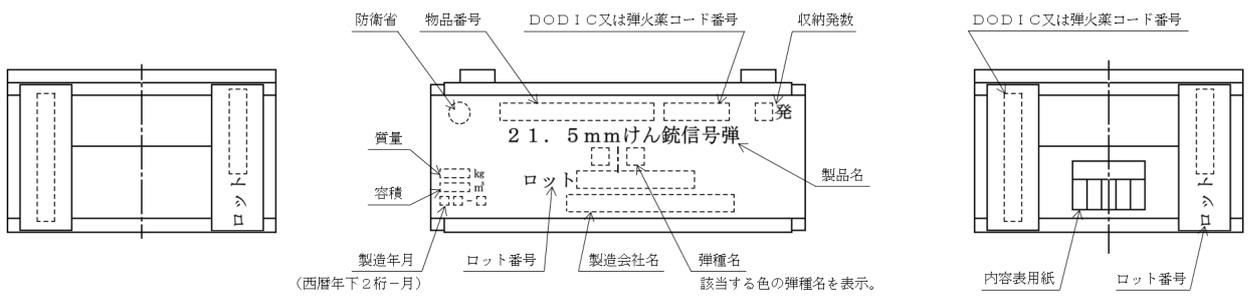
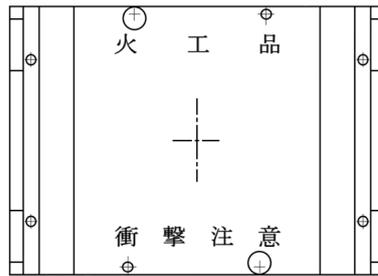
注記 3 木箱に使用する木材は、火薬類取締法による。ただし、ラワン材及び杉材を除いたものとする。

9	くぎ	—	所要数	—
8	緩衝紙(端部)	—	2	J I S Z 1 5 1 6
7	緩衝紙(側部)	両面ダンボール紙	2	J I S Z 1 5 1 6
6	緩衝紙(上, 下, 下部)	両面ダンボール紙	各 1	J I S Z 1 5 1 6
5	取り出しテープ	—	—	—
4	紙箱	—	24	付図 4
3	封印紙	上質紙	2	—
2	木ねじ	黄銅	8	—
1	木箱	—	1	注記 3
番号	品名	材料	数量	注記

図番	付図 5	名称	21.5mmけん銃信号弾の包装	尺度	—
----	------	----	-----------------	----	---

防 衛 省

単位 mm



注記 1箱に各種混合包装の場合だけ内装表示紙を添付する。

図番	付図6	名称	21.5mmけん銃信号弾の外装表示	尺度	—
防 衛 省					

製造所名 ^{a)}	弾 薬 諸 元 票		物品番号(DODIC) ^{b)}			
			包装諸元 ^{c)}			
契約の相手方 ^{d)}	認証番号 ^{e)}	製造数量 ^{f)}				
製造開始年月 ^{g)}	製造完了年月 ^{h)}		図面, 変更 ⁱ⁾		仕様書, 変更 ^{j)}	
検査年月日 ^{k)}	生産系列 ^{l)}	弾量標識 ^{m)}				
爆薬質量 ⁿ⁾	速度 ^{o)}		圧力 ^{p)}	完成品質量 ^{q)}		
構成(必要あれば裏面に続く) ^{r)}						
構成部品 ^{s)}	図面番号 ^{t)}	制式又は形(型)式 ^{u)}		製造者 ^{v)}	製造年月 ^{w)}	ロット番号 ^{x)}
判定 ^{z)}			検査官氏名			印 ^{aa)}
品名 ^{ab)}			ロット番号 ^{ac)}			

a) 表面

構成部品 ^{s)}	図面番号 ^{t)}	制式又は形(型)式 ^{u)}	製造者 ^{v)}	製造年月 ^{w)}	ロット番号 ^{x)}	数量 ^{y)}

注記 ^{a d)} 符号 ※工程変更^{ae)}, ※※特異事項^{af)}, ※※※その他^{ag)}

納入状況(契約を異にして納入する場合)

認証番号	納入年月	納入数量

b) 裏面

注記 注の説明は、次に示す。

図番	付図7	名称	弾薬諸元票の様式	尺度	—
防 衛 省					

符号	項目	記入内容
a)	製造所名	製品の最終製造所名
b)	物品番号(DODIC)	製品の物品番号(DODIC)
c)	包装諸元	出荷状態の包装方法
d)	契約の相手方	契約の相手方の名称
e)	認証番号	認証番号
f)	製造数量	製造数量
g)	製造開始年月	製造を開始した年月
h)	製造完了年月	製造を完了した年月
i)	図面, 変更	記入しない。
j)	仕様書, 変更	信号弾の仕様書番号及び変更根拠
k)	検査年月日	検査年月日
l)	生産系列	記入しない。
m)	弾量標識	記入しない。
n)	爆薬質量	完成品1発当たりの質量
o)	速度	記入しない。
p)	圧力	記入しない。
q)	完成弾質量	完成弾1発当たりの質量
r)	構成	構成は ^{s)} ～ ^{y)} による。
s)	構成部品	仕様書, 図面などに示してある主要部品名を記入する。
t)	図面番号	^{s)} の部品の図面番号及び輸入弾(ロックダウン生産並びにライセンス生産)における技術資料番号を記入する。ピースマーク及び変更番号も併せて記入する。
u)	制式又は形(型)式	制式又は形(型)式の定まっているものは, その名称又は形(型)式番号を記入する。
v)	製造者	部品のロットごとの製造社名を記入する。 なお, 寄託品は, “寄託品”と記入する。
w)	製造年月	部品の製造開始年月と製造完了年月を記入する。
x)	ロット番号	部品のロット番号を記入する。
y)	数量	部品が2ロット以上になる時は, 各ロットの数量を記入する。1ロットの場合は記入しなくてもよい。
z)	判定	合格
aa)	検査官氏名, 印	最終製品検査担当官の官職, 氏名及び印
ab)	品名	21.5mmけん銃信号
ac)	ロット番号	納入品のロット番号
ad)	注記	注記は, ^{ae)} ～ ^{ag)} による。
ae)	工程変更	工程を変更した時は, “※”の符号を付けてその内容を記入する。工程変更には, 生産ライン, 製造装置, 製造方法などを含み, 契約担当官等の承認を得たものは, 承認番号及び日付を記入する。
af)	特異事項	特異事項は, 再加工, 契約不適合補修などを行った場合, その原因となった事項を“※※”の符号を付けて記入する。
ag)	その他	必要な事項を“※※※”の符号を付けて記入する。

注記 1 符号は, 弾薬緒元票の中の符号を示す。

注記 2 弾薬緒元票の紙質は, マニラ荷札(ボール紙)又は同等品とし, 大きさは127 mm×203 mmとする。

図番	付図7	名称	弾薬緒元票の様式(続き)	尺度	—
防 衛 省					